

## 岐阜県肝炎対策協議会傍聴要領

### (目的)

第1条 この要領は、岐阜県肝炎対策協議会設置要綱第6条第3項の規定に基づき、岐阜県肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

### (協議会の傍聴)

第2条 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）及び報道関係者（県政記者クラブ及び警察記者クラブに所属する者等をいう。）は、協議会の会議を傍聴することができる。

### (傍聴人の定員等)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会場の状況等から必要があると認めるときは、定員を変更することができる。

### (傍聴券の交付)

第4条 傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議傍聴申込書（様式1）を提出し、申し込むものとする。

- 2 傍聴希望者が定員を超えている場合は、抽選により傍聴人を決定する。
- 3 係員は、傍聴人に対して傍聴券（様式2）を交付する。

### (傍聴券の提示)

第5条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入り口で係員に傍聴券を提示するものとする。

- 2 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示するものとする。

### (傍聴人の入場)

第6条 傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴券を返還するものとする。

### (傍聴することができない者)

第7条 次の各号に掲げる者は、協議会を傍聴することができない。

- 一 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
  - 二 ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機その他これらに類する物（写真・動画撮影、録音機能等を有する携帯電話の持ち込みは認めることとするが、これらの機能を使用することは禁止する。）を携帯している者。ただし、許可を受けた者及び報道関係者は除く。
  - 三 酒気を帯びている者
  - 四 その他議事を妨害するおそれが明らかにあると協議会が認める者
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し、前項第一号及び第二号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
  - 3 傍聴人が第1項第一号及び第二号に規定する物品を携帯しているとき又は前項の質問に応じない

ときは、その者を退場させることができる。ただし、許可を受けた場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- 二 会話し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てるなど他人の迷惑となる行為をしないこと
- 三 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン等を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕、プラカード等を掲げる等による示威的行為をしないこと
- 四 飲食をしないこと
- 五 会議の録音及び録画を行わないこと。ただし、許可を受けた者及び報道関係者は除く。
- 六 みだりに席を離れないこと
- 七 その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、いかなる場合にも係員の指示に従うものとする。

(違反に対する処置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反する行為をしたときは、当該行為を制止し、これに従わない傍聴人を退場させることができる。

(適用除外)

第11条 この要領は、県が協議会を進行するために行う事務に従事する者に対しては適用しない。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和元年12月6日から施行する。

# 傍 聴 申 込 書

令和 年 月 日

岐阜県肝炎対策協議会長 殿

令和 年 月 日に開催される岐阜県肝炎対策協議会の  
傍聴を申し込みます。

住 所：〒

ふりがな

氏 名：

電話番号： — —

(日中連絡がとれる電話番号を御記入ください)

FAX：

※楷書で記入してください。

(様式2)

肝炎対策協議会傍聴券

令和 年 月 日

傍聴人氏名： \_\_\_\_\_

※退室時に返却してください。